

十八世紀イギリスの著作権争議

——ドナルドソンを中心に——

青木 健

(1)

ボズウェルは、『ジョンソン伝』の中で、一七六三年度の特筆すべき出来事として、次のようにスコットランドの書店主ドナルドソンのロンドン出店について言及している。「エディンバラの書店主アレクサンダー・ドナルドソン氏はこの数年来著作物財産権についてのコモン・ロー上の権利を敢えて無視して、多くの人気のあるイングリランドの書物を廉価版で売り捌いていたが、この年ロンドンに店を開いた⁽¹⁾」。何気ないこの記述の裏には、著作権争議に端

を発して、十八世紀イギリスにおける出版業の歴史のみならず、文筆業、さらには作家の地位の変化などと深く関わる問題が隠されている。本論では、この争議で中心的な役割を果たしたドナルドソンの出版者兼書店主としての行動を見ながら、それが与えた影響の性質と範囲について考察する。

ボズウェルのこの記述が示唆するように、エディンバラ出身のドナルドソンは、一七五〇年にまずエディンバラで、書店を開いた。それは、エディンバラの高等民事裁判所 (Court of Session)⁽²⁾ で、ミラー対キンケイドの訴訟の判決直後のことであつた。⁽³⁾ ドナルドソンは、この判決を

聞き、さらにスコットランド、インゲランド双方の弁護士からアドバイスを受け、「アン女王令」によつて版權の期限は一定であることを確認すると、版權の切れたスタンダードな作家たちの作品をリプリントし、廉価で販売する挙に出た。この戦術は当たり、彼の家と店は、スコットランド人の文学者のサロンのごとき観を呈した。若いボズウェルは、友人アンドリュウ・アースキンと共編で、『現代スコットランド詩集』をこのドナルドソンから出している。さらに、ドナルドソンは隔週で、『エディンバラ・アドバタイザー』を発行、これも好調な滑り出しであった。

エディンバラでの成功を踏まえて、ドナルドソンは、ボズウェルが伝えているように、一七六三年にロンドンのストランド街に店を構えた。彼の戦術は、ロンドン書籍商組合の主要な出版者・書籍商が既に出版した書物をリプリントし、その三割から五割の安値で売り捌いて、収入をあげるといふものであった。この行為は、「コモン・ロー上の權利を敢えて無視」したものであり、当然のように書籍商組合はこれに反発した。表面上は、版權侵害と、出版禁止令によるその阻止という十七世紀末から繰り返された問題であるが、今回は、そう単純なものではなかった。ロンド

ンの書籍商組合とドナルドソンを中心とするスコットランドの書籍商との間の訴訟問題は、法廷闘争を通じて複雑な法律問題にまで発展しただけでなく、著名な作家を始め、多くの知識人を巻き込んで、間接的に著作権問題に影響を与えた。とりわけ、著作物がもつ財産としての価値が、最終的に誰に帰属するかの問題が、従来に増して詳しく論じられたのである。加えて、スコットランドとインゲランドの経済闘争という側面も、この問題は含んでいた。

しかし、十八世紀の文筆業の変遷という観点で、最も重要な点の一つは、「著作物に対する著者の權利」がどのように論じられ、扱われたかということである。イギリス最初の版權（著作権）を法的に定めたとされる「アン女王令」（一七一〇年四月施行）は、海賊版の横行がある程度阻止する機能をはたしたが、規定自体さまざま問題をはらんでいた。まず、版權保護の期間が比較的短かった。「一七一〇年四月一日以前に出版された書物の版權は、一七三二年三月まで法的に保護され（つまり、二一年間保護されること）」と、それ以後の新刊書は著者が出版後に死亡した場合、一七二四年の末までその版權は保証され、その時点で生存している時は、さらに一四年間延長されることになってい

た⁴。この規定から明らかのように、この法令によつて考
えられることは、一七三二年以降、版權が失効する著作物
——つまり、一七一〇年四月以前に出版されたもの——の
印刷・出版が、原則的に自由になるということであつた。
しかし、シェイクスピアやミルトンなどの古典物を出版し
ていた「ロンドン書籍商組合」の主要メンバーたちは、コ
モン・ローによる権利を主張し、アン女王令の不備を指摘
して、繰り返し議会に請願した。彼等の最終目標は、永代
版權を獲得することであつたが、アン女王令というれっき
とした法令がある以上、それを前面に出すことは躊躇され
た。したがつて、一七三五年及び一七三七年に請願し、上
程された法案には、永代版權については特に言及はない。
アン女王令のもう一つの問題点は、アイルランドにこの
法令が適用されないため、アイルランドの出版者・書店に
よる海賊版の横行に無力であつたことである。その典型的
な例が、サムエル・リチャードソンの『サー・チャールズ・
グランディソン』出版に際しての有名なエピソードにあら
われている。一七五三年、リチャードソンは、この作品を
ロンドンで出版する前に、アイルランドで出して、反響を
見ようとした。懇意にしていたアイルランドの出版者・書

店主ジョージ・フォークナーに打診している間に、リチャ
ードソンが雇つていた二人の印刷工がこの小説を印刷し、
アイルランドの他の三軒の書店に無断で売り飛ばすという
裏切り行為をした。その結果、ロンドンで一冊本がでる前
に、ダブリンで三種類の盗版が出回るといふ奇妙な事態が
起こつたのである。⁵リチャードソンは、『ダブリンの書店
主たちによる「サー・チャールズ・グランディソン」の出
版前における版權侵害に関する、ロンドンの印刷者サムエ
ル・リチャードソンの主張』⁶という長くつたらしい題のパン
フレットを直ちに出して、彼等の非を鳴らしたが後の祭り
であつた。イングランドの法律がアイルランドで正式に適
用されるには、一八〇一年の連合法の締結を待たねばなら
なかつた。

一方、作家にとつて、アン女王令にせよ、その後上程さ
れ、結局陽の目をみなかつた一七三五年及び一七三七年の
二つの法案も、直ちに彼等の関心を強く引いた様子はない。
「この版權問題に対する作家の関心はあまり高くなかつた
ようである……一七七四年の時点でさえ、版權期間の
長さは作家よりも書店にとつて重要な意味をもつていた。
まして一七三五年の段階では、作家の関心はずつと低かつ

たのである⁽⁷⁾。その理由として、コリンズは、当時作家は「版權を売却しなければ、成功の望みはほとんどなかった」ことをあげている。このことは、逆にいえば、作家自身版權の重要性を十分理解していなかったことを意味しよう。マーク・ローズによると、作家の権利意識は、むしろ書籍商同士の訴訟合戦の中で徐々に育ってきたという⁽⁸⁾。その闘争は、ドナルドソンのケースに見られるように、スコットランドの書店とイングラントの書店の間で行われた時、最も真剣で、最も熾烈なものとなった。いわゆる「書籍商の闘争」(Battle of Booksellers)は、一七四三年に始まったミラー対キンケイドの訴訟問題以降三〇年の間、当事者のみならず、ある意味で蚊帳の外に置かれていた作家たちにも、自己の意見を発表し、立場を鮮明にする機会を与えた。その一つの例として、著作權に関して、スコットランドで最初に行われた訴訟問題であるミラー対キンケイドの訴訟事件が、高等民事裁判所で争われていた一七四七年に書かれた、ウィリアム・ウォーバトンの見解を見てみよう。『著作物財産權に関して、一議員に宛た一作家の書簡』⁽⁹⁾と題されたパンフレットの中で、ウォーバトンは、作家の立場から積極的に「著作物における財産權」に言及した。

このパンフレットは、国会議員に宛た作家の書簡の体裁をとっているが、論の展開は哲学的・論理的で、そこには、当時の作家の社会的立場の歴史的变化が仄めかされている。ウォーバトンは、著作者の財産權に、これまであまり関心が払われなかったことは奇妙なことだ、と切り出した後で次のように述べる。「もし、権利というものに等級があるとすれば、著作者たちの権利こそ優先されてしかるべきと思われます。彼等の財産は、眞の意味において、彼等自身のものだからです。それは、我々を人間たらしめているまさにその能力を長時間、苦しみながら働かせて初めて得られるものです」。(前掲書八頁)ウォーバトンは、これまで作家がその権利の主張をあまりしなかった理由として、パトロン制の存在を挙げている。「かつて公務に携わっていた人々は、文学を奨励するのが自分たちの務めと考えていた……このシステムが存在していた時には、作家たちは、著作物財産權について考える機会があまりなかったのです……しかし、今や文筆業は、あなたも美德と同じように、自らの報いとばかりにないがしろにされているのです」。(同九頁)ウォーバトンは、さまざまな原因・理由をあげて、作家がこの問題を真剣に考え、解決をはかる時が

来たことを強調した後、著作物財産権についての形而上的な考察を加える。まず、「財産」(Property)には、動産と不動産という二種類のものがあるが、さらに動産は、自然なものとなつた人工的なものに分かれること、そして人工的に生み出された動産は、人の肉體労働によるものと精神によるものに分けられると、次のように分析する。「精神の産物は、肉體の産物同様、法律の専門家が財産権の要件として認める次の二つの条件を備えているのです。つまり、社会的有効性と所有権を確証できる能力を持つてゐるのです」。(同三頁) ウォーバトンは、このように、「動産と不動産」、「自然と人工」、「精神と肉體」など、対比的に財産の要素を分析しながら、知的財産の概念が自然で、必然的なものとする。

「作家の権利」を明らかにするにあつて、ウォーバトンは知的財産の一般論から始めて、著作物財産の特性を分析する。彼によると、肉體労働によつて生み出された財産は「作り出された〔有形の〕個々のものに限定される」のに対して、「精神によつて生み出されたものの財産、例えば、書物などの場合、財産はもとの原稿に限定されず、それに含まれる原理にまで及ぶのです。実にこれこそ書物の

真の、そして独特の財産権なのです」。(同二十頁) ウォーバトンによれば、作家に帰属する財産権の本質は、無形のものであり、その精神的労働の産物としての「原理」ないし「觀念」から成り立つてゐる。しかし、著作物は、書物という有形のものでもある。この事実に対して、ウォーバトンは、著作物における作家の第一義的権利を、あくまで「原理ないし觀念」におく。したがつて、「著者ないしその譲渡人に作品の印刷と出版の特別な権利を拒否することは、文明開化した社会における最も基本的な権利の一つを侵害することになります」。(同二十三頁)

このように、ウォーバトンは、所有権の性質に関する形而上的な多くの微妙な点を深く探るとともに、書物を著すことと、太陽系儀や時計を發明することとの違い、また印刷と一般製品の製造との相違を比較対照しながら、著作権の特異性を証明してみせる。彼の議論の特質は、労働を精神活動と肉體労働に分けながら、物質に対する精神の優越を説くところにあり、ここから著作権の独特の意味が引き出される。作られた物が、道具類の場合、作り手の財産権は個々の物質的なものに限定され、もしそれが發明品のように独自の物であるなら、その権利は保護されるべきであ

る。しかし、その期間は一定でなければならぬ。それに對して、純粹に精神的な活動から生まれたものが保持する財産権は永久でなければならぬとする。

ウォーバトンの議論の最終目的は、ロンドン書籍商組合の請願の主旨——コモン・ローに従つて、永代版權の獲得——に哲學的・法的根拠を与えることにあつた。したがつて、最後に彼は、一七一〇年のアン女王令がコモン・ローによる權利を奪つたのか、あるいはそういつた權利はもともとなかつたのかという議論へと進む。彼の解釈によると、アン女王令によつて版權の期限が定められたのは、版權侵害の最大の危険は出版後まもなく起こるだけであり、その後はコモン・ローだけで充分である。請願者たちもそれ以上は希望しないであろう、と彼は述べて一定期間が過ぎたら、コモン・ローに依存すべきだとロンドン書籍商組合の主張を擁護する。「作家の權利」という視点から言うなら、ウォーバトンの議論は、作家の社会的地位に配慮したものであり、作家とは特別な權威をもつた、いわば生産社会の貴族とみなしていることが分かる。彼は、一七六二年に再び版權についてのパンフレットを下ナルドソンから出した時、文学の高貴性を称揚し、その模範をギリシャ・

ローマの古典文学に求め、当代の文学の劣悪さを嘆いてい⁽¹⁰⁾る。

理論的には、彼の見解は首肯すべき点多々あるが、客觀的事実としては議論の對象がぼやけている。というのも、一七三〇—四〇年代には、もはや有力なバトロンの数も少なくなつたし、書店に依存するの でなければ、文筆業は他に頼るもののない立場におかれていたのだ。ただ、ウォーバトンの抽象的な議論の裏に、彼が理想とした文学者及び文学のあるべき姿に反する現実への不満を垣間見ることが出来る。言い換えれば、作家が、従来のように依存できるバトロンの見出せない以上、生活上好むと好まざるにかかわらず、書き散らさなければならなくなつたため、眞の文学にとつて非常に有害であり、無いほうが世のためになるような駄作が洪水のようにかかるといふ結果を生んでしまつたのだ、というものである。いわゆる、グラツプ・ストリートの三文文士は、いつの時代にも存在していただであらうが、この時代（一七三〇—四〇年代）は、有力バトロンの消滅と読者層の未発達のために、いわば文筆業の過渡期であつて、作家たちの生活は、十八世紀を通じて最も過酷なものだつたようである。⁽¹¹⁾

一七四七年に書かれたウォーバトンの「著作物財産権」の理論は、ロンドン書籍商組合にとつて都合のよいものであったが、彼等が注目したのは、コモン・ロー上の権利の有効性であったことは容易に推測できる。作家の権利に対しては、まだこの時点では強く意識されなかった。むしろ、彼等の関心は、コモン・ロー上の権利を無視する版權侵害を、どのように阻止する手段を見出すかにあったから、一七五〇年にミラーの主張が通らないことが分かった時には大きなショックを受け、しばらくは沈黙を余儀なくされた。⁽¹²⁾

(2)

ロンドン書籍商組合が再びリプリント版による海賊版阻止に動き始めたのは、一七五七年であった。この年の四月、ロンドンで組合の会合がもたれ、海賊版阻止のキャンペーンをはるための資金集めの方法が論じられた。事実、一七七四年の上院での最終決着に至るまでに、版權に関して大きな影響を与えることになった訴訟問題が、この間に数多く起こっている。⁽¹³⁾ その激しさは、著作物財産に関し

て、これまで曖昧な議論だけしか聞かされなかった人々の注目を引くことになった。とりわけ、一七六四年に、ドナルドソンが自ら執筆し、出版したとされる『読者諸氏の一考を煩わしたき著作物財産の現状についての考察』⁽¹⁴⁾は、人々に著作物財産の現状、その当、不当についての事実関係、なかなしくロンドン書籍商の横暴さを印象づけた。というのも、このパンフレットには、組合の有力書店主たちが、自分たちの欲するような法律を強圧的に施行させようとしたこと、イングランド地方都市の書店に、版權侵害に該当する書籍の販売の中止を要請するだけでなく、そういった書店を起訴する運動のための資金調達用に醸金を募っていること、その他、「追従と脅かしとが入り混じった」内容が書かれた、ロンドンの有力書店から、地方都市の書店に宛た書簡二通と、イングランドのすべての書店に宛た、いわば回状が全文掲載されているからである。

次にこのパンフレットの概要を述べながら、ドナルドソンの不退転の姿勢と、スコットランドのリプリント版に対して、ロンドン書籍商がいかに恐怖したか、また、彼等が結束の重要性をいかに認識したかを明らかにしよう。

ロンドンの書籍商たちは、著者から直接ないしは徐々に、最も需要のある古今の作品の独占的版權を購入したというもつともらしい口実のもとに、数多くの書物を独占的に出版・販売している。そして、それらの書物のリプリント版を印刷することは、権利の侵害であり、したがって、それらの侵害者たちは、アン女王令によって定められた罰金と印刷物の没収に服すだけでなく、それらの海賊版で得た不当な収益分を版權所有者に支払うべきだとしている。(前掲書二頁)

ドナルドソンのこの冒頭の言葉は、ロンドン書籍商組合の主張を的確に表している。もちろん、彼等のそのような主張の根拠は、イン格蘭ドのコモン・ロー順守にあるが、ドナルドソンはひとまずそれには触れず、彼等の横暴に苦しむ地方都市の書店の実情を次のように述べている。

……イギリスの各地方都市の書籍商たちは、これまでロンドンの有力書店との間に訴訟問題を起こすことを恐れ、彼等の略奪的なこの独占的權利を黙認せざるを得なかった。ロンドン書籍商たちは、その權利をふり

かざし、二倍、時には三倍の法外な価格を付けているのだ。ロンドン以外の都市、特にエディンバラやグラスゴーでは近年とみに印刷業の発達がみられ、それがロンドンの書店主たちの不快と妬みを買うようになった。彼等は、エディンバラとグラスゴーの書店主たちが、自分たちが独占的に所有していると称する本をリプリントし、新版本として売りさばくという理由で、大法官庁裁判所や高等民事裁判所に繰り返し告訴した。(同四頁)

ドナルドソンの主張は、誇張はあるだろうが、概ね事實に則したものであった。というのは、後述するように、ロンドンの有力書店主、ジョン・ウイストンのケンブリッジの書店主メリル宛の手紙が、そのことを裏書きしているからである。さて、ドナルドソンは、さらにロンドン書籍商の、スコットランド書籍商への悪辣な行為を次のように、一段と強調している。

……しかし、これらの脅しが効果を上げないとみるや、彼等は、共同出資して結束を固め共謀して、初版

がどんなに古い昔に出たものであれ、最初イングラ
ドで印刷され、スコットランドでプリントされた書
籍の販売を阻止しようとしている。彼等は、それらの
書籍を最初に印刷し、出版したことを理由にそれらに
対して、永代版權を主張しているのだ。(同五頁)

ロンドン書籍商たちが直接的に「永代版權」を言葉に出
して、それを求めることはなかったが、コモン・ロー上の
權利を求めることは、取りも直さず永代版權を主張するこ
とであったから、ドナルドソンの指摘を容易に否定するこ
とはできなかった。ドナルドソンは、次に、アン女王令に
準拠した自らのプリント版の正当性を、イングラント及
びスコットランドの法律専門家に確認してもらったこと、
廉価でそれらの書物を販売することによって、一般読者に
明らかに利益となること、そして、ロンドン書籍商の自分
への不当な法的手段の企みを明らかにした後、著者の法的
權利の根拠、また權利保証の正当な期間、そして最後にロ
ンドン書籍商による共謀の合法性を問いたす。

第一の問題について、ドナルドソンは、作家の一般社会
への貢献度を認めるが、そのことと、出版後にまでオリジ

ナルな著作權があり、他の人物がプリントすれば罰をう
けることは別の問題だと主張する。その理由として、書
物の著者と一般の発明者とに備わる財産權がもとと違
うからだという。後者の場合、使用や使い方が本人にしか
わからない間は、他の人物が入り込む余地はないため、特許
という形で一定期間独占的權利が認められる。それが一般
的になった時点では、他の人々も自由に利用でき、その独
占的權利は効力を失う。一方、著作の場合、一旦出版され
た以上、それは、「一般的になった」ことであり、著作者
が特許の權利以上のものは持ち得ないであろう。こう指摘
して、アン女王令の規定の正当性を確認し、またそれを永
代版權拒絶の自説の論拠とする。

ドナルドソンは、アン女王令に違反した者への罰金と印
刷物の没収は当然であるが、規定にあるように、期限が満
期となり、權利が失効したと認められる書籍の版は自由に
プリントできるはずであるのに、ロンドン書籍商組合
は、それを違法行為とみなして抑圧しようとして、共同謀議を
起こし、それへの参加をイングラントの地方都市の書店主
に強要しているとして、三通の書簡を証拠として提示す
る。前述したように、その内二通は、ロンドン書籍商組合

の有力者ジョン・ウイストンからケンブリッジの書店主ジョン・メリルに宛たもののコピーである。一通目は、一七五七年四月二三日付、二通目は同じく二六日付であるが、どのようにしてドナルドソンが入手したのか不明だが、その信憑性については確認されている。⁽¹⁵⁾「イングランドで最初印刷された書籍をスコットランド及びアイルランドで販売することを完全に阻止する計画をたて、速やかに実行に移すために既に約二〇〇〇ポンドが醸金されています。イングランドでそのような違反している書籍を販売する者は、大法官裁判所に告発され、厳しい罰をうけるでしょう。」(前掲書十一頁)と切り出したウイストンは、次に「五月一日以降、エイジエントがイングランド各地を回り、古典物を除き、そのような違反本を所持しているかどうか各書店を査察することになっています。」(同十一頁)と脅しをかけた後、「貴殿の父君とフレッチャー氏それに小生は、会合を持ち、父君は一〇ギニーの醸金を約束してくれました」(同十一頁)と、釘をさしている。そして、版權を侵してはならない著作物のリストをあげた後、版權保有の書店主たちは、このキャンペーン賛同の書店の手元にある違法なスコットランド版をよい値で買い上げることにして

いるので、直ちにロンドンに送るようにと指示している。最後に、この主旨を同業者各位に伝えるよう要請して締めくくっている。

ドナルドソンは、パンフレットの後半部分でこれらの書簡について自らのコメントを加えている。「理性と公正とに反して、ロンドン書籍商組合はライバルの存在を認めず、独占を図っている」(同十七頁)と例の調子で糾弾した後で、具体的な作品についてその権利の有無を検討している。組合書店主がその権利を保有しているとしてウイストンがあげた作品は、以下次のようなものである——『スペクターター』、『タトララー』、『ガーディアン』、『スベピア』、『ブライア』、『ゲイ』、『スウィフト』、『テンブル』、『ミルトン』等々の作品、トムソンの『四季』、『ヤングの』、『夜の想い』、その他『蜂の寓話』、『ジル・ブラース』等。この中で、ドナルドソンはミルトンを例にとつて次のように述べている。「事実、ミルトンはロンドンのさる書籍商に『失楽園』を一五ポンドで売却した……この書籍商の子孫の存在は問題とされず、その店の所有者ないしこの店の最寄りの地に店を構える書店が、現在数百ポンドの価格で、売り捌いている……この手紙の書き手は、リスト・アップした二四点

の作品は不法なものとして手紙の相手を騙しているが、実際はどの作品をとつても、独占権が失効していないものはないし、それらを出版し、販売しても法に違反しない」。

(同十八頁) ドナルドソンは、「二〇〇年以上前に印刷された作品」に版權のある筈はなく、それに独占権を主張することの不当性を読者に印象づける。

一七五九年四月二六日付のメリル宛ウイストンの二通目の手紙には、組合の委員会の決定事項が詳細に語られている。五月一日を期して、スコットランド及びアイルランドのリプリント版を販売しないこと、手元にあるそれらの書籍は直ちに版權所有者に送られるべきことなど、第一通の手紙の内容を裏書きしている。また、査察を行う人物名、醸金者及び醸金額の具体的数字も明らかにされている。さらに、同意文書に署名を拒否した者は、以後組合の競売から排除される旨も記されている。(同十三頁) 念を押すように二度までも、ウイストンがメリル宛に書簡を送っていることは、後者への信頼が持てなかつたことを意味するであろう。ということは、「組合」内部の組織にひびが入っていることを暗示していよう。この書簡に対するドナルドソンのコメントは、比較的短く、内容も一通目に対するもの

と大部分重なりあつているが、最後にこの非道さが許されるなら、「一握りの裕福な者たちに牛耳られ、多くの零細業者は彼等の犠牲となるう」(同十九頁)と締めくくっている。

ドナルドソンがパンフレットに掲載した第三の書簡は、一七五九年二月十一日の日付があり、「イングランドの書籍商の間に回覧された書簡の写し」¹⁶⁾と題されたもので、文字通りイングランドのすべての書店主に宛た回状である。差出人として、ロンドン書籍商のエイジエントであつたジョン・ウイスキーの名が記されている。内容は、ウイストンがメリルに宛た書簡と同趣旨のもので、前半では侵害への愚痴が語られ、違反が「判明した数名の者は現在糾弾されている」こと、手続きは弁護士に基づいて実施されてきていること、自分たちは最も穏やかな手段をとるのを希望していること、もし、訴えられる者が出たとしても、それは自業自得であることなどが述べられており、ウイストンの書簡より一段と脅しと警告の色合いを濃くしている。ドナルドソンは、コメントの中で、「この回状は」追従と脅かしとが入り混じつた、低級な奸計の傑作」(同二十頁)と一蹴している。

ロンドン書籍商がとつたこのような強硬姿勢は、かつてこの組合に与えられた、無許可店舗や無許可出版査察の権利を思い起こさせるが、ドナルドソンという強敵の登場に過去の権威は失われ、なりふり構わず相手を押さえ込もうとする姿勢がむしろむなしの感じを与えている。しかし、「組合」の決意は、単に文書の上で示されただけではなかった。事実、その後ドナルドソンを標的にしたロンドン書籍商による訴訟が繰り返し行われ、熾烈を極めたので、直接かかわりのない人々の耳目をも引くことになった。一七六五年、ミラーとオズボーンとが別々にドナルドソンを訴えている。ミラーの場合は、『四季』、その他に『四季』に関して、ミラーは今度はロバート・テイラーを訴えているが、その動機は、ドナルドソンより与し易いと目論んだからだ、といわれている⁽¹⁷⁾。この訴訟は、一七六六年に始まり、一七六九年までかかり、結局王座裁判所において三対一の表決で、ミラーの勝訴となり、一時的にせよロンドン書籍商の主張が認められたのである。

しかし、ドナルドソンはそのような決定にもかかわらず、『四季』のリップrint版をエディンバラで出版したた

め、ミラーの後継者ともいべきベケットが、他の一四名の書店主とともにドナルドソンを大法官庁裁判所に訴えた。一七七二年十一月、時の大法官アプスリーは、ミラー対テイラーの判決例に従い、ベケットらの主張を認め、ドナルドソンに利潤決算書の提出を命じた。ここからドナルドソンの本領が発揮される。彼は、テイラーと違いこの裁決に反対して上院へ上訴した。ところが、ドナルドソンは、上院の裁可が下りる前に、別の訴訟問題に巻き込まれてしまう。スタックハウスの『聖書の歴史』（初版一七三二年）の出版と販売に関して、ロンドンの書店主ジョン・ヒントンによって、一七七三年ドナルドソンは同じエディンバラの書店主ジョン・ウッドらとともにスコットランドの高等民事裁判所に訴えられてしまうのである。ロンドンとエディンバラで同時に被告の立場に立たされたにもかかわらず、ドナルドソンは、これをイングリランド及びスコットランドの、いわば最高の法廷で、「著作物財産権」に関して決着をみるという年来の目的を果たすための絶好の機会ととらえた。そして、予想されたようにスコットランドの高等民事裁判所は、一二対一の大差でドナルドソンら、スコットランドの書店主たちに軍配を挙げた。

この裁判所で述べられた各判事の見解が、この訴訟でドナルドソン側の三人の下級法廷弁護士（ジュニア・カウンセラ）の一人としてかかわったボズウェルによつて、パンフレットの形でまとめられている。このパンフレットが、ドナルドソンによつて印刷され、エディンバラ及びロンドンの彼が経営する書店（セントポール・チャーチヤード四八番地）、さらにはすべてのスコットランドの書店から発売されたことからみても、彼の得意のほどがしのばれる。ボズウェルは、高等民事裁判所での六人の判事の見解陳述が、一七七三年七月二〇日に始まり、四日を費やした結果、七月二七日に全員の見解が開陳されたことを報告している。判事の中には、ボズウェルの父、アフレックもおり、この訴訟では父子でかかわったことになる。アフレックを始め六人の意見をいくつかの点に要約してみると以下次のようになろう——(1)著作物所有権の意味とその適用範囲、(2)スコットランドのコモン・ローとイングランドのそれとの差異、(3)ロンドン書籍商たちの要求の不当性、(4)作家の不利益。特に作家の利益に言及したことは、従来蚊帳の外に置かれていた作家を、議論の核心とまで言わぬまでも、ある程度重要な要因としたことを意味している。判事の一

人ケイムズは次のように述べている。「十四年間も需要のある書物はそう多くない。また、初版でははたして成功かどうかはつきりしないため、作家への報酬は法令で認められた一定期間の権利に対する額に比較して、永代版権に対する報酬もそう大きくはないだろう」。(前掲書二二頁)さらに、ガーデンストーンは、版権の作家に及ぼす影響について次のように述べている。「この永代版権の問題は、ロンドンの書籍商たちが考えるほど重要とは思えないし、作家たちもこの問題にはほとんど関心を払っていない。法による保護期間が出版された書物に寄与することはないだろうと思う。なぜなら、一〇〇〇冊の書籍のうち九九九冊はその新しさに価値があるのだから」。(同二十二頁)確かに、永代版権によつて作家がどのような利益を受けることができたかという点、大いに疑問がある。コリンズは次のように断言している。「書店が版権を買いとる際、二、三年以上先のことが取引条件に入ることにはなかつたので、永代版権の有無は支払いに影響を与えることはなかつた。作家自身が版権を保有できない限り、永代版権は作家の利益につながることはまずなかつたといつてよい」。

こうして、出版の独占は「違法であり、一般読者の利益

にとつて有害」である、という見解が支配的となり、高等民事裁判所は圧倒的多数で被告側を支持する判決を下した。この判決結果は、訴訟がスコットランドの裁判所で行われたこと、判事がおおむねスコットランド人であったことなどから考えても、予想されるものであった。なぜロンドン書籍商たちは敢えてそのような行動をとったのか、その真意は謎だが、一七六九年のミラー勝訴の余勢を駆つたのだとすれば、軽率であつたと思われる。事実、およそ半年後の一七七四年二月、上院はドナルドソンの上訴に対して、それを認める裁可を下し、ロンドン書籍商が強く要求していた永代版權を、イングランドのコモン・ローから最終的に除去して、スコットランドのみならず、イングランドにおいても、それは認められないことを明らかにしたからである。この判決に関連して、ジョンソンを始め、ヒューム、ロバートソン、マコーレー女史、ウォルポール等の作家たちが、従来 of 沈黙を破つて積極的に意見を表明することになるが、それは稿を改めて論じたい。

注

(1) ボズウエル『ジョンソン伝』中野好之訳 みすず書房 第一巻 三三四頁。

(2) スコットランド最高の民事裁判所。英国全体の最高の裁判所としての上院への上訴の道があつた。

(3) 一七四三年、ミラーと一七名にのぼるロンドンの書店が、キンケイドを始めとする二〇名のエディンバラの書店、さらにクラスゴアの四人の書店に対しておこした出版差止め訴訟。結果的にキンケイド側が勝訴。

(4) A. S. Collins, *Authorship in the Days of Johnson*. (Holden, 1929), 54.

(5) See Collins, 68-82.

(6) *The Case of Samuel Richardson, of London Printer, with regard to the INVASION of his PROPERTY in The History of Sir Charles Grandison, Before Publication, by certain BOOK-SELLERS in Dublin.* タイトル・ページの頭に 'London, Sept. 14, 1753.' とある。大英図書館書籍番号、B. M. 816. m. 12 (53). 53rd Stephen Parks, ed., *English Publishing: The Struggle for Copyright, and the Freedom of the Press: Thirteen Tracts 1666-1774*, A Garland Series, *The English*

- BOOK TRADE 1660-1853, (Yale Univ., 1975) に於て記載。
- (7) Collins, 76.
- (8) See Mark Rose, *Authors and Owners*. (Harvard Univ. Press, 1993), 92-104.
- (9) A LETTER FROM AN AUTHOR TO A MEMBER OF PARLIAMENT, *Concerning Literary Property*, London, Printed for John and Knappton in Ludgate Street, MDCCCLVII. 大英図書館所蔵
 S *Law Tracts* (1716-1816) 45の註文。書籍雑誌 B. M. 518.
 k. 4. 前巻の註文に「著者の名をタイトル・インデックスに用ふる。」
- (10) CONSIDERATION ON THE NATURE AND ORIGIN OF LITERARY PROPERTY: Wherein that Species of Property is clearly proved to subsist no longer than for the Terms fixed by the Statute 8vo Anne. Edinburgh: Printed by Alexander Donaldson, MDCLXII. 複製のノートメントに記載。印刷者が「ナレッジメント」を注目。この論文はウォーレン・トーンが「ナレッジメント側」に「永代版權」に反対している。
- (11) See Collins, 23-27.
- (12) See Collins, 54-81, Rose, 67-91 ('Battle of the Booksellers'), Gwyn Walters, 'Booksellers in 1759 and 1774: The Battle for Literary Property', *Library* 29 (1974), 287-311.
- (13) Millar v. Kinkaid (1743), Tonson v. Collins (1738), Millar v. Donaldson (1765), Osbourne v. Donaldson (1765), Millar v. Tomson (1766), Beckett v. Donaldson (1771) など。注文に「この複製が原典」後巻が被控している。
- (14) Stephen Parks, ed., *SOME THOUGHTS ON THE STATE OF LITERARY PROPERTY, Humbly Submitted To the Consideration of the Public*, London: Printed for Alexander Donaldson: Sold at his Shop, near Norfolk-street, in the Strand, MDCCCLXIV. A Garland Series, *THE ENGLISH BOOK TRADE 1660-1853*, (Yale Univ., 1975).
- (15) See Walters, 294-304.
- (16) 'Copy of a printed letter which was circulated to all the Booksellers in England', 複製書 1 15頁。
- (17) See Walters, 301.
- (18) *THE DECISION OF THE COURT OF SESSION, Upon the Question of LITERARY PROPERTY; In the Cause John Hamilton of London, Bookseller, Pursuer, Against Alexander Donaldson and John Wood, Bookseller in Edinburgh, and Menrose, Bookseller in Kilmarnock, Defenders. Published by James Bos-*

well, Esq. *Advocate, one of the Counsel in the Cause, Edinburgh*. Printed by James Donaldson, for Alexander Donaldson, and sold at his shop, No. 48, St. Paul's Churchyard, London, and Edinburgh; and by all Booksellers in Scotland. MDCCCLXXIV. 大英図書館書藏番号 B. M. 6573. g. 11. 49
49' Stephen Parks, ed., Garland Series, *The Literary Property Debate: Six Tracts, 1764-1774*. (Yale Univ., 1975) 229頁
載せられたる。

(61) Collins, 98.